



生活者の視点で 独占禁止法の発展に貢献

稲熊 克紀 *Inaguma Katsunori*

内閣府 規制改革推進室次長（前公正取引委員会事務局官房総務課長）
[平成6年4月入局]

Career

係員	平成6年4月	経済部調査課
	平成7年4月	取引部景品表示監視課
	平成8年4月	審査部管理企画課
		6月
係長	平成8年10月	審査部管理企画課企画係長
	平成9年12月	内閣官房 中央省庁再編等基本法案（仮称）準備室室員
	平成10年6月	中央省庁等改革推進本部事務局主査
	平成12年1月	経済取引局企業結合課総括係長
課長補佐	平成12年10月	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）（心得）
	平成13年7月	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）
	平成14年3月	外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館二等書記官
	平成16年4月	外務省 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官
	平成17年4月	経済取引局総務課企画室長補佐
7月		審査局管理企画課長補佐（総括担当）
平成18年7月	官房総務課長補佐（総括担当）	
管理職	平成19年6月	経済取引局企業結合課上席企業結合調査官
	平成21年6月	審査局管理企画課情報管理室長
	平成23年7月	審査局第一審査上席審査専門官
	平成26年7月	東北事務所長
	平成28年6月	審査局犯則審査部第二特別審査長
	平成30年7月	審査局第二審査長
	令和2年7月	官房国際課長
	令和5年1月	官房総務課長
令和6年1月	内閣府規制改革推進室次長	

公正取引委員会を志望した理由

「生活者」の視点で仕事ができるということ

就職先を選ぶこと。それは今も昔も人生における大きな選択です。やりがい、給与水準、社会からの評価、仕事を通じて成長できるかetc…。私自身、就職先を選ぶに当たり真剣に悩みました。そして、熟慮の結果、やはり社会全体の奉仕者として働く公務員という職業に魅力を感じ、中でも特定の業界の立場ではなく「生活者」の立場に立って仕事ができ、また、小粒でもピリリと辛そうな公正取引委員会で働きたいと思いました。



係員時代

自分の仕事が人の人生に与える 影響の大きさを知る

入局後、まず経済部調整課（現在の経済取引局総務課）に配属されました。当時はまだ職場に個人用のパソコンもインターネットもない時代。書類を持って職場内を深夜まで走り回っていた記憶があります。2年目には景品表示監視課に異動し、景品表示法（現在は消費者庁の所管）違反事件の調査を担当しました。当時担当した事件の調査を進める中で、調査対象者が勤めている企業を退職する様子を目の当たりにし、自分たちの仕事が企業に勤務する個人や

その家族の人生に極めて大きな影響をもたらすということ、だからこそ真摯に仕事に向き合わなければならないということを強く実感しました。

係長時代

ハードな経験が今の自分の礎に

係長時代には、予算要求、機構・定員要求、法改正、行政調整といった業務を一通り経験し、「役人のイロハ」を学びました。出向した内閣官房では、中央省庁を1府12省庁に再編する「橋本行革」に関連し、「中央省庁等改革基本法案」や「内閣府設置法案」の作成、

局や課の再編等に関与しました。連日の法制局対応等により何日も泊まりが続くような過酷な日々を過ごしましたが、このときに学んだ法改正の実務や粘り強く業務に当たる姿勢等は、後に管理職になって独占禁止法改正（企業結合規制の見直し）を担当した際に大いに役に立ちました。また、このときの出向経験のおかげで、霞が関に多くの「師匠」や「仲間」ができました。当時の上司、同僚とは今でも定期的に集まる仲です。

課長補佐時代

競争法の先進国・アメリカで得たもの

入局7年目以降、企業結合課、審査局管理企画課、官房総務課などで課長補佐を務めるとともに、外務省に出向し、書記官としてワシントンD.C.にある在アメリカ合衆国日本国大使館に3年間勤務しました。

米国の独占禁止法である反トラスト法は、自由主義経済体制をとる大国である米国のフィロソフィーの根幹を成すものの一つであり、その影響力や裾野の広さは、日本のそれらとは比べ物になりません。米国で過ごした3年間は、私の「競争法」に関する知見を大いに広げてくれました。また、米国における反トラスト法の執行機関である司法省や連邦取引委員会等に多くの知己を得ることもできました。そこで出会った70代の弁護士が、「自分が反トラスト法の弁護士をやっていることと決めた頃には、本当にこれで食べていけるのか全く分からなかった。しかし、今では、反トラスト法の弁護士は弁護士の中でも花形だ。自分たちが反トラスト法をここまで育ててきた」と誇らしげに語っていたことが強く印象に残りました。

管理職時代

複数の個人、複数の組織が 一体となったチームで

管理職になってから約15年。上席企業結合調査官として担当した独占禁止法改正や国際的な企業結合事案の調査、情報管理室長として担当した「事件の発掘」、国際課長としてコロナ禍で模索した国際業務など、担当した仕事はいずれも記憶に残るものでしたが、上席審査専門官（国際カルテル担当）として担当した自動車部品のカルテル事件の調査は、私の記憶に深く刻まれています。

自動車部品カルテル事件は、我が国の自動車部品メーカー等による国際的なカルテル事件です。自動車部品カルテル事件では、公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会が同時に立入検査を行うなど、複数の国・地域の競争当局が協力しつつ調査を進めました。立入検査のタイミングや措置の対象範囲等について他の競争当局と密接な情報交換や調整が必要でしたが、米国司法省の担当課長がたまたま米国勤務時代からの知り合いだったこともあり、調整等を比較的スムーズに進めることができました。

また、独占禁止法違反事件の調査は、決して一人でできるものではなく、事件の解明に向け懸命に取り組む審査官・事務官との「チーム」としての共同作業です。自動車部品カルテル事件でも、1年以上の年月をかけ、チームの皆が協力して事実を明らかにし、調査を行っていた競争当局の中で最初に措置をとることができた際には、非常に大きな達成感を得ることができました。

独占禁止法をより 時代に即したものにしていくために

私が公正取引委員会を就職先として選んだ1994年、公正取引委員会の定員は500人ほどにすぎませんでした。しかし、我が国における独占禁止法のプレゼンスの高まりとともに定員も増え、今では900人を超える職員が公正取引委員会で働いています。同時に、独占禁止法を専門とする弁護士の数も増えてきました。

また、世界的に見ても競争法を持つ国・地域は130を超えるまでになり、競争法の適用基準の国際的な収斂、国際的なカルテル事件や企業結合事案への対処等における公正取引委員会への期待も高まっています。

そのような状況の下で、微力ではあるものの、独占禁止法の発展に関わることができたのは非常に幸運でした。また、これまで経験してきた仕事を改めて振り返ってみると、公正取引委員会はその部署にいても生活者の視点で物事を考えることができる職場でした。就職してから三十年ほどが過ぎましたが、公正取引委員会を就職先に選んだ自分の選択に間違いはなかったと思っています。

他方で、「生成AIに関する独占禁止法上の問題とは？」「複数の国に影響を与えるビッグテックの反競争的行為に対して競争当局間でどのような協力等を行っていくべきか？」「賃金の上昇や格差の縮小に独占禁止法・競争政策が寄与できることはないのか？」「人口減少時代における競争政策のあり方は？」など、独占禁止法を取り巻く課題・問題は今日でも少なくありません。独占禁止法は、まだまだ発展の余地のある法律、つまり「育てていける法律」なのです。

私がかつて米国で出会った反トラスト法の弁護士は、自分たちが反トラスト法を育ててきたことを誇らしげに語っていました。私もこれからも引き続き、業務等を通じて「独占禁止法を育てていくこと」に貢献していきたいと思っています。



公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会というと独占禁止法の執行機関というイメージが強いのではないかと思います。実際には、独占禁止法違反事件の調査だけでなく、法改正や国際的な業務、他省庁での勤務等、様々な業務を経験することを通じて、自らを磨いていくことができる職場です。独占禁止法や公正取引委員会に少しでも興味を持った皆さん、是非公正取引委員会の扉を叩いてみてください。



幅広く多様な業務を経験し 自らの得意分野で活躍できる

藤岡 賢史 *Fujioka Masashi*

取引部 企業取引課下請取引調査室上席下請取引検査官
[平成7年4月入局]

Career

係員	平成7年4月	採用(近畿事務所第一審査課)
	平成8年4月	近畿事務所第二審査課
	平成9年7月	近畿事務所経済課
	平成11年7月	近畿事務所第二審査課
係長	平成11年10月	近畿事務所第二審査課 審査専門官(昇任)
	平成13年7月	財務省近畿財務局総務部経済調査課
	平成14年7月	財務省近畿財務局総務部経済調査課 調査官
	平成15年7月	近畿中国四国事務所取引課 取引係長
	平成17年7月	審査局管理企画課情報管理室 審査専門官
	平成19年7月	審査局第二審査 審査専門官
課長補佐	平成21年7月	審査局第二審査 審査専門官(庶務担当)
	平成24年7月	取引部取引企画課相談指導室 室長補佐(指導担当)(昇任)
	平成27年7月	審査局第五審査 審査専門官(主査)
	平成29年3月	審査局第一審査 審査専門官(主査) 併任
	令和元年11月	審査局犯則審査部第二特別審査 審査専門官(主査)
管理職	令和3年1月	審査局第一審査 審査専門官(審査長補佐(総括担当))
	令和3年7月	内閣府沖縄総合事務局総務部 公正取引室長
	令和5年4月	取引部企業取引課下請取引調査室 上席下請取引検査官(昇任)

公正取引委員会を志望した理由

やりがいのある業務内容とアットホームな雰囲気が決め手

私は、どの役所に官庁訪問するか悩んでいた頃、たまたまニュースで公正取引委員会が大きく取り上げられたので、すごく興味を持ちました。それまで公正取引委員会の仕事のことをよく知りませんでしたが、近畿事務所を訪問して具体的な業務説明を受け、大企業の不正を摘発し、弱い立場の中小企業や消費者の利益を守る公正取引委員会の仕事はやりがいがありそうだったことと、職場の雰囲気がアットホームで動きやすそうだったことから志望しました。



係員時代

上司や先輩の教えを支援に 主体的な仕事ができるように

私は、近畿事務所で係員時代を過ごしましたが、第一審査課では申告の受付や不当廉売の調査など、第二審査課では入札談合事件等の立入検査や事情聴取など、経済課では企業結合審査や事業者団体の相談対応などを担当することで、公正取引委員会の仕事の基礎を学びながら「プレーヤー」として歩み出しました。

係員の頃は、法律やマニュアルなどを勉強しながら、上司や先輩から仕事のノウハウを教えてもらったり、様々な場面でフォロー

してもらったりしながら経験を積んでいったことで、徐々に、自分が主体的となることができるが増えていきました。

特に思い出深いのは、係員2年目で、入札談合事件の事情聴取を任せられたことです。かなり緊張しましたが、優秀な上司がフォローしてくださったおかげで、関係人から供述調書を取ることができ、大きな達成感が得られるとともに、チームみんなで助け合って仕事をする大切さを学びました。

また、仕事以外でも、職場の野球チームに入って週末に試合をしたり、職場の皆さんとお花見やバーベキューをするなど、近畿事務所での楽しい思い出がたくさんあります。

係長時代

異動を通じて広がる人脈と深まる経験

係長になってからは、自分が先輩から教えてもらったように、部下の育成にも力を入れて取り組むようになりました。

そして、係長時代に、財務省近畿財務局への出向と、本局（東京）への転勤という二つの大きな転機を迎えました。

近畿財務局では、管内の経済情勢の調査・分析や統計調査を担当し、組織風土や仕事の進め方の違いなどを経験することができましたし、何より皆さんが温かく迎えてくれて人脈も広がり、人事交流の大切さを肌で感じました。そして、取引課で景品表示法を担当した後、本局へ転勤することになりました。

転勤する前は何かと不安でしたが、配属された情報管理室では、良い上司や同僚に恵まれたので、本局の職場や仕事にもすぐに慣れることができました。

そして、第二審査の審査専門官となった最初の頃に、検察庁の検察事務官高等科研修に聴講生として参加させていただいた経験が、その後の事件審査で大いに役に立ちました。

第二審査では、5年間、優秀な審査長と事件キャップの下で、出向検事や任期付弁護士の方から様々なことを教わりながら、大規模な独占禁止法違反事件を数多く担当することができ、「メインプレーヤー」として事件審査で活躍できるようになっていきました。

課長補佐時代

積み重ねた知識や経験を活かし幅広く奮闘

相談指導室では、大企業や事業者団体から社会的影響の大きい相談が寄せられると、ガイドラインや過去例等に照らして考え方を整理して幹部に説明し、委員会までの議論を経て回答することも多かったため、独占禁止法の知識が深まった3年間でした。

その後、第五審査、第一審査、第二特別審査では、審査専門官（主査）として、チームの指揮を執りながら、自分で事情聴取等を行う「プレイングマネージャー」として事件審査を担当しました。

事件審査では、調査方針を立ててチーム内の役割を決め、みんなで協力して調査を進め、物証や供述等を基に違反事実を認定して、排除措置命令等を行います。排除措置命令等を行って公表すると、毎回、ニュース等で取り上げられますので達成感を得られました。

特に達成感が大きかったのは、官製談合事件と犯則事件の二つです。

まず、官製談合事件では、少数精鋭のチームを率いて、入札参加業者間の調査に加えて、発注者の職員を取り調べて談合への関与を立証したことで、事業者への排除措置命令等とともに、知事に対して改善措置を請求することができました。

次に、犯則事件では、初動から告発まで一貫して担当し、裁判所への令状請求、出向検事とのチーム、東京地検特捜部との合同捜査を経て告発することができ、相手は訴訟で争うこともなく、早期に有罪判決が確定したので、大きな自信につながりました。

このように、公正取引委員会では、各部署の職員がやり遂げた業務の結果を公表し、ニュース等で取り上げられることが多く、達成感が大きくやりがいを感じることができ、私が官庁訪問の際に思い描いた将来が現実のものとなりました。

管理職時代

プレーヤーからマネージャーへ
働きやすい環境づくりに尽力

令和3年7月に、内閣府沖縄総合事務局に出向して公正取引室長（本局課長補佐相当）に就任し、沖縄管内の公正取引委員会の業務の責任者となりました。

沖縄では、他の地方事務所長等と同じように「マネージャー」として、全ての業務の決裁を行うほか、人事、広報、有識者との意見交換、講演会の講師、他省庁との調整、記者会見、機構定員要求等、これまでやったことがなかった仕事を幅広く経験し、また、沖縄の人々との親交も深まって、楽しく充実した日々を過ごしました。

特に感慨深い出来事は、沖縄復帰50周年記念式典の運営に携わったことと、職員の増員が認められて「公正取引課」にバージョンアップできたことです。

そして、令和5年4月に本局に戻ってからは、公正取引委員会の管理職である上席下請取引検査官となり、下請法違反事件の調査の指揮を執る立場として、各検査官が「やりがい」をもって仕事にチャレンジでき、みんなで助け合う「チームワーク」を大切に、それぞれのライフスタイルに合った「働きやすい」環境づくりを心掛けています。



公正取引委員会を志望する皆さんへ

公正取引委員会には、事件調査を担当する部署のほか、競争政策を担う部署も多く、幅広い業務を経験してキャリアを積んでいくことができます。

また、私のように、地方での幅広く多様な業務や、本局で事件調査の経験を積み重ねてスペシャリストとしての道を歩むケースもありますので、皆さんそれぞれの得意分野で活躍することもできます。

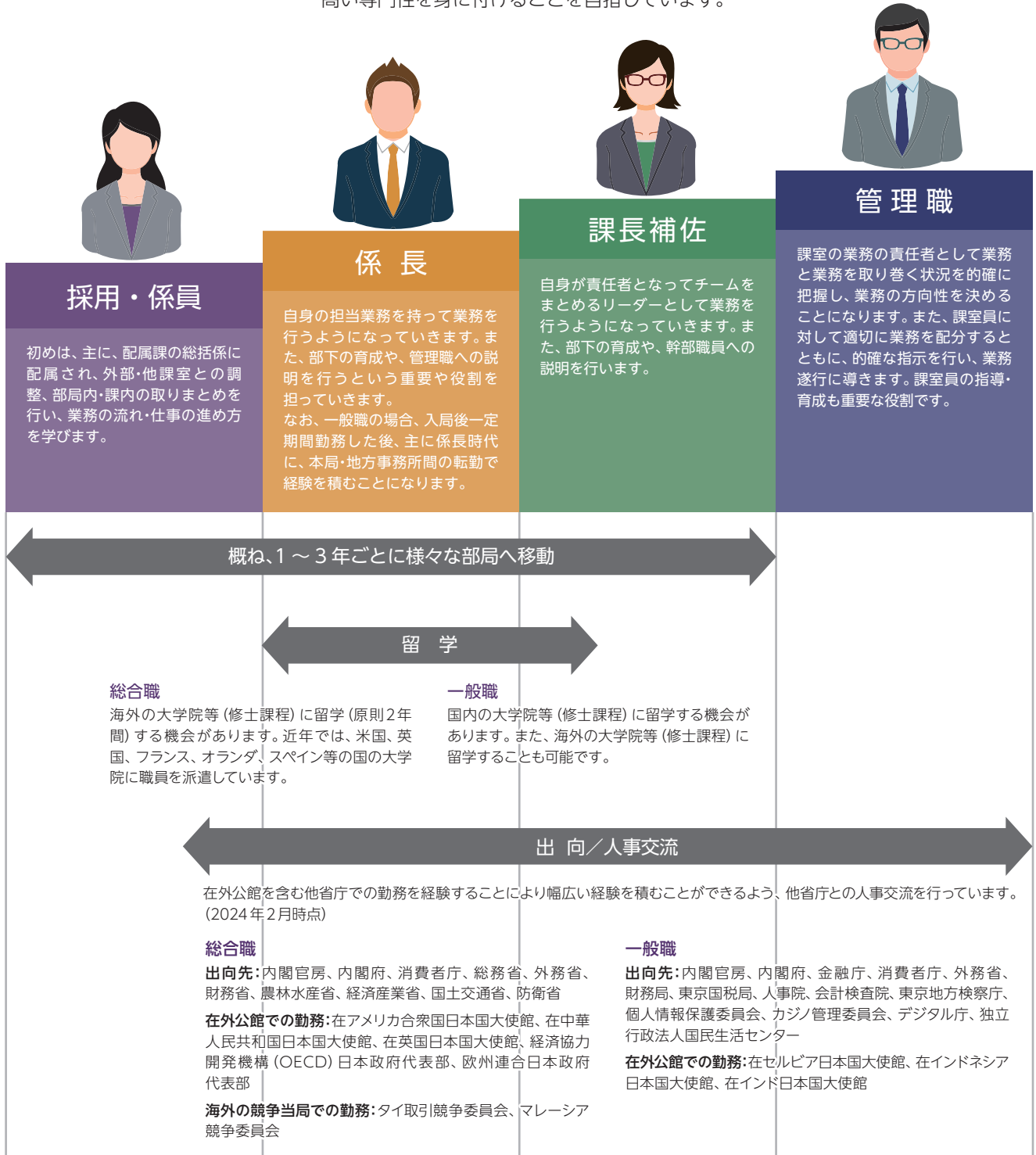
さらに、公正取引委員会は、立場に関係なく意見を出し合い、チームみんなで助け合って仕事をする雰囲気があり、ワークライフバランスにも配慮した働きやすい環境になっています。

皆さんと一緒に楽しく働ける日を心待ちにしています。

キャリアステップ

採用後のキャリアステップ

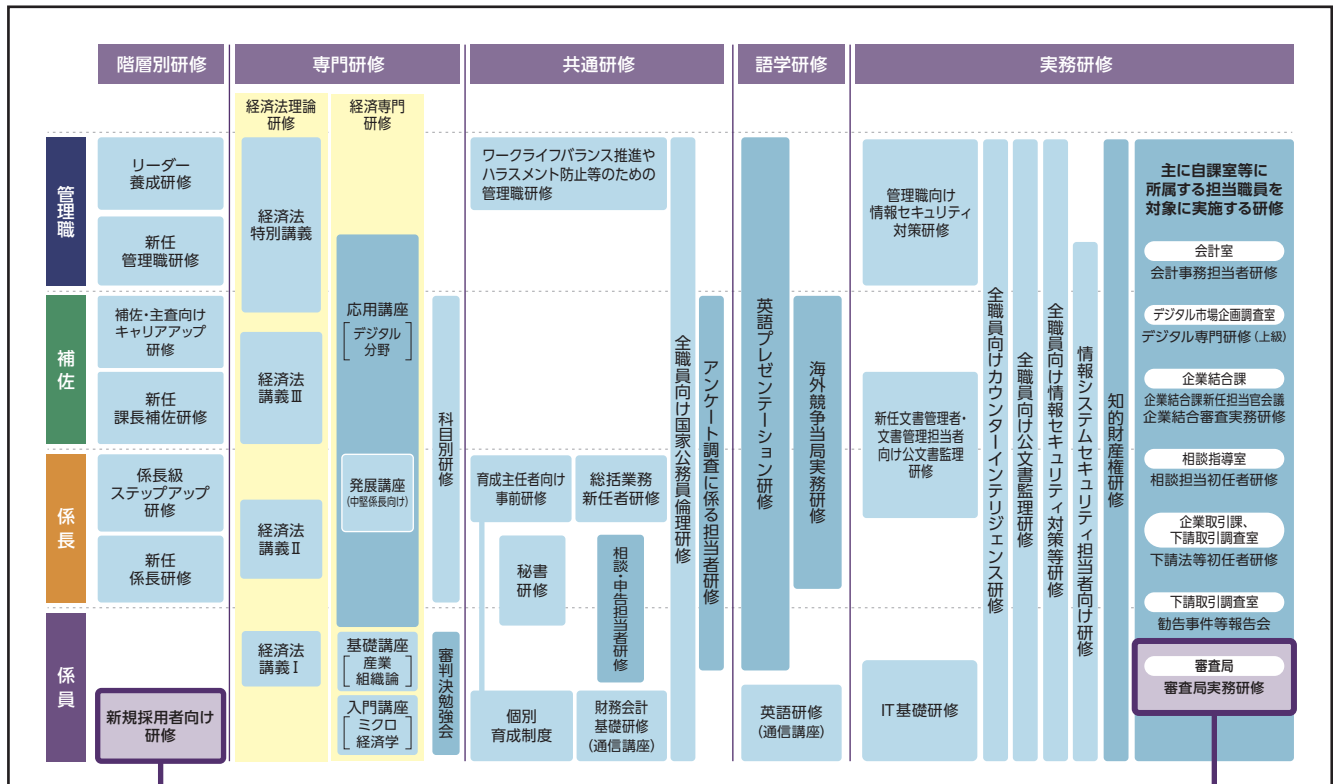
採用後、公正取引委員会の重要業務である事件審査業務を含め、約1～3年ごとに様々な部局を異動し、幅広い経験を積むこととなります（なお、総合職の場合、採用されてしばらくは、1年ごとの異動が多い傾向にあります）。このほか、公正取引委員会の本局・地方事務所間の転勤、海外大使館を含む他省庁での勤務、国内外の大学院へ留学する機会も用意されています。このような多様な経験を積む中で、視野を広げるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。



総合職・一般職

給与については、各府省とも人事院で定めている規定に従って支給することとされています。総合職(大卒程度)の場合、初任給は約23万円、一般職(大卒程度)の場合、初任給は約22万円(東京都特別区内勤務の場合。法律の改正により、額が変動する場合があります。)です。この他に、期末・勤勉手当(ボーナス)、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等が支給されます。

令和5年度研修体系図

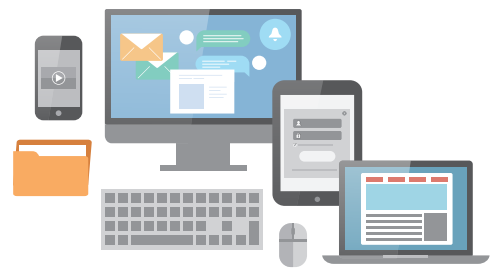


新規採用者研修について



公正取引委員会では、採用後約1か月の時間をかけて、新規採用者研修を実施しています。新規採用者研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公正取引委員会職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。中でも、公正取引委員会の仕事で欠かすことのできない独占禁止法に関する講義には、合計20時間を超える時間をかけていて、学生時代に独占禁止法に触れたことがない人であっても独占禁止法の基礎的な知識を身に付けることができる内容となっています。公正取引委員会が行う研修で、1か月の長期間、同じメンバーが集まって受講する研修はほかになく、同期同士のきずなを深める絶好の機会にもなっています。

実務研修について 審査局実務研修 (初任者基礎研修)



公正取引委員会では、審査局へ初めて配属された職員を対象として、初任者基礎研修を実施しています。この研修は、審査局の初任者が業務を適正に行うために必要となる基礎的な知識や技能を習得できる内容となっており、例えば、独占禁止法に違反している疑いがある会社に対して行う立入検査に関する講義・実践演習や、供述聴取 (事情聴取) に関する講義や演習などを合計15時間近くかけて実施しています。また、近年のIT化の進展に伴い重要性が増している電子証拠 (メールやスマートフォンのデータ等) を立入検査時に適正かつ的確に収集できるよう、電子証拠の収集に関する講義に加えて、特殊なソフトウェアを用いた実習を行っています。